

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和 6 1 年大和市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「公募等」を「公募」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条の見出し中「申込み等」を「申込み」に改め、同条第 1 項中「前条第 1 項の規定により」を削り、同条第 2 項を削る。

第 7 条中「前条第 1 項」を「前条」に改める。

第 8 条中「第 5 条第 2 項又は」及び「下福田スポーツ広場指定管理者選定候補者又は」を削る。

第 9 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条」に改め、「公募に」の次に「については、」を加え、「及び同条第 2 項の規定による次回の指定管理者の候補者となること」を削る。

別表第 1 大和市営大野原庭球場の項を削る。

別表第 2 大和市営大野原庭球場の項を削る。

別表第 3 大和市営大野原庭球場の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 9 条まで及び第 1 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。